

仙台市地域防災計画修正における避難行動要支援者等への対応について

1. 避難行動要支援者に関する制度見直しの経緯

災害対策基本法の改正に伴う、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等の改定を踏まえ、避難行動要支援者の支援を推進するため、令和7年3月に地域防災計画の修正を行い、あわせて各種制度に関する所要の見直しを行った。

2. 主な見直し事項

(1) 新たな避難行動要支援者名簿の整備について

現行の災害時要援護者情報登録制度の名簿の場合、支援が必要な方を十分に把握できないという課題を踏まえ、一定の要件に該当する方を自動的に登載する新たな名簿を作成する。

	災害時要援護者情報登録制度 (現行名簿)	避難行動要支援者名簿 (新名簿)
登載 対象者	① 要支援・要介護認定者 ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ③ 65歳以上で一人暮らしや高齢者のみ等の世帯 ④ 上記①～③に準ずる又は病気等により地域の支援が必要な者	① 要介護認定区分3～5認定者 ② 身体障害者手帳1・2級所持者 ③ 療育手帳A所持者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑤ その他の支援が必要な者（上記①～④の要件に準じて、災害時に自力避難が困難であると市長が認めた者）
登載 方法	本人等の申請により登載 (手上げ方式)	①～④：該当する者を自動的に登載 ⑤：本人等の申請により登載

※ なお、現行の「災害時要援護者情報登録制度」は当面の間継続し、段階的に「避難行動要支援者名簿」へ統合する。

(2) 個別避難計画の作成について

- ・避難行動要支援者一人ひとりの円滑かつ迅速な避難支援に必要な情報をまとめた「個別避難計画」の作成に取り組む。

(3) 指定福祉避難所の指定について

- ・あらかじめ特定された要配慮者と家族のみが直接避難可能となる「指定福祉避難所」の指定を行う。（令和7年6月1日現在、16施設を指定）

3. 今後のスケジュール

令和7年度

避難行動要支援者名簿の調整

7月以降 （優先度が高い要支援者）

- ・同意確認（地域関係者への名簿共有、個別避難計画作成）
- ・個別避難計画の作成開始

12月以降 （上記以外の要支援者）

- ・同意確認（地域関係者への名簿共有、個別避難計画作成）

令和8年度以降

避難行動要支援者名簿の配布

（上記以外の要支援者）

- ・個別避難計画の作成開始